

# 税務相談室

## 医療法人の出資の評価

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

### 質問

医療法人の出資持分の評価はどのように行うのでしょうか。一般の取引相場のない株式の評価とどう違うのでしょうか。

### 回答

社団たる医療法人で持分の定めのあるものは、会社等と同様、各社員は社員権として出資に対する持分権を有しており、その持分は、相続または贈与の対象になる。一方、医療法人は剰余金の配当が禁止されているなどの特色を有しているため、取引相場のない株式の評価方法と異なる部分がある。

#### 1. 医療法人の出資持分

医療法人は、医療法第39条の規定により設立される法人で、①財団たる医療法人、②社団たる医療法人で持分の定めのないものと、③社団たる医療法人で持分の定めのあるものに分類されます。

医療法人の数は平成19年3月末で44,000件を超え、そのうち出資持分の定めのある社団医療法人が大半（全医療法人の99%）を占めるに至っています。

財団たる医療法人は、まさに「財団」法人であって、その財団に法人格が認められます。

したがって、財団たる医療法人には、出資持分の概念はあり得ません。

また、社団たる医療法人で持分の定めのないものは、民法の社団法人に類似しており、各社員は、その出資について何らの持分権を有しません。

これに対し、社団たる医療法人で持分の定めのあるものは、会社等と同様、各社員は社員権として出資に対する持分権を有しており、その持分は、通常、自由に譲渡または質入れすることができますし、また、相続または贈与の対象にもなります。

#### 2. 医療法人の持分の評価

##### (1) 出資の評価方法

社団たる医療法人で持分の定めのあるもの（以下「医療法人」といいます）の出資については、いわゆる標本会社がないことから、かつては、純資産価

額方式により評価することとされていました。その後、昭和59年の通達改正により、医療法人の出資の評価は、取引相場のない株式の評価方式に準じて評価することになりました。つまり、医療法人の規模により、類似業種比準方式、類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式および純資産価額方式により評価することとされています。

なお、医療法人は剰余金の配当が禁止されていることから配当還元方式による評価は適用できないことや、社員の議決権が平等であるなどの特色を有していますので、取引相場のない株式の評価方法と異なる部分があります。

##### (2) 社員の判定と評価方式の区分

医療法人に対する出資の評価は、①剰余金の配当が禁止されているので配当還元方式がなじまないこと、②各社員（必ずしも出資を義務付けられていません）は議決権を平等に有しているため、評価方式を異にする理由がないこと等により、原則として、原則的評価方式によることとなります。

したがって、社員の判定をする必要はありません。

規模の判定等とそれによる評価方式の区分は、「小売・サービス」の基準により取引相場のない株式と同様の方式で行います。類似業種比準価額を計算する場合の業種目は、「その他の産業」とされています。

##### (3) 類似業種比準価額

財産評価基本通達（類似業種比準価額）の定めを準用する場合の算式は、「1株当たりの配当金額」の要素を除外するため、次の算式によって計算します。

$$A \times \frac{(C/C \times 3 + D/D)}{4} \times 0.7$$

A：類似業種の株価

C、D：類似業種の利益、簿価純資産

◎、①：医療法人の利益、簿価純資産

注 「0.7」は大会社に相当する医療法人の場合で、中会社に相当する医療法人については「0.6」、小会社に相当する医療法人については「0.5」となります。

##### (4) 純資産価額

取引相場のない株式を評価する場合の純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）については、株式の取得者とその同族関係者の有する株式の合計額が評価会社の発行済株式数の50%未満である場合は、財産評価基本通達185のただし書により80%を乗じて計算することになっています。

しかし、医療法人の出資金の評価においては、出資額の多寡にかかわらず社員の議決権が平等であることから、この20%の評価減は適用がありません。